

広告掲出者 様

札幌市長 秋元 克広

広告掲出選定通知書

札幌市中央体育館内壁面広告事業の募集については次のとおり選定したので通知します。なお、以下の条項を遵守することとする。

- 1 広告掲出者 貴社を、広告掲出者として選定します。
- 2 履行期間 令和8年4月10日から
令和9年3月31日まで

記

(目的)

- 第1条 広告掲出者は、本広告事業に係る市の広告媒体への広告掲出を希望する広告主を募集、決定し、広告原稿若しくは広告物等(以下「広告物等」という)を札幌市の指定する納入期限までに、指定の納入形態で納入しなければならない。また、これに付随する一連の業務を行わなければならない。
- 2 広告掲出者は、この条項のほか、広告掲載仕様書、札幌市広告掲載要綱、同掲載基準等に定めるところに従い前項に規定する業務を行わなければならない。
- 3 広告掲出者は、第1項に規定する広告物等を市の庁舎に掲載又は掲出する。
(秘密の保持)
- 第2条 広告掲出者は、業務の履行に際し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
(権利義務の譲渡等の禁止)
- 第3条 広告掲出者は、この選定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ札幌市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
(再委託等の禁止)
- 第4条 広告掲出者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の性質上特に札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
(監督等)
- 第5条 札幌市は、適正な業務の遂行を図るため、広告掲出者に対して常に状況に応じた監督を行い、事業の履行を確保するものとする。
- 2 広告掲出者は、前項の規定による札幌市の監督を受け、札幌市から改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。
(札幌市に対する損害賠償)
- 第6条 広告掲出者は、業務の遂行上において、広告掲出者の責に帰すべき事由により札幌市に損害を与えた場合には、札幌市の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。
(第三者の権利保護)
- 第7条 第1条第1項に規定する広告物等の内容等は、著作権その他の財産権等、第三者の権利を侵害するものであってはならない。
- 2 広告掲出者は、前項に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償請求等が生じたときは、広告掲出者の責任でこれを解決しなければならない。
(第三者に対する損害賠償)
- 第8条 広告掲出者は、業務の遂行上において、前条に規定する事由の他、広告掲出者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。
(履行検査等)
- 第9条 広告掲出者は、広告物の内容が確定したときは、その旨を書面をもって札幌市に通知しなければならない。
- 2 札幌市は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「審査

期間」という。)に業務内容の審査を行い、その結果を広告掲出者に通知するものとする。

- 3 広告掲出者は、第2項の審査に合格しないときは、札幌市の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び審査については、前2項の規定を準用する。
- 4 広告掲出者は、納入した広告物等を市の広告媒体へ掲載又は掲出を完了したときは、その旨を書面をもって札幌市へ通知しなければならない。
- 5 札幌市は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに広告物等の市の広告媒体への掲載又は掲出を確認し、その旨を書面をもって通知するものとする。
(使用料の納入)

第10条 札幌市は、前条第5項の確認後、使用料の支払を請求する。

- 2 広告掲出者は、前項の規定による請求があったときは、札幌市が発行する納入通知書に定める納期限までに前項の使用料を納入しなければならない。
- 3 広告掲出者の責に帰すべき事由により、第1項に規定する使用料の納付が遅れた場合において、札幌市は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を広告掲出者に請求することができる。なお、掲出する広告がなく広告枠に空欄が生じたとしても使用料を納入するものとする。
(談合行為に対する措置)

第11条 広告掲出者は、この選定に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、使用料の100分の20に相当する額を札幌市に支払わなければならない。この業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
- (2) 広告提出者又は広告提出者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、広告提出者又は広告提出者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、札幌市は、この選定を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、札幌市の広告掲出者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
(広告掲出の選定の取り消し)

第12条 札幌市は広告掲出者が、次の各号のいずれかに該当したときは、広告掲出の選定を取り消し又は変更することができる。

- (1) 広告掲出者が本通知書及び、目的外使用許可条件並びに、札幌市広告事業の基準等に違反したとき。
- (2) 札幌市において公用若しくは公共用に供するために必要を生じた場合
- (3) 広告掲出者が目的外使用許可を取り消されたとき。
- (4) 広告物の納入があらかじめ定めた遅延日数を超える場合
- 2 前項の規定により本選定を取り消された場合に広告掲出者に損害が生ずることがあっても、広告掲出者は、札幌市に対してその損害を請求することができない。
- 3 第1項の規定により広告掲出を取り消し、本選定を取り消したことにより、市の広告媒体の再作成が必要になる等、別の損害が発生した場合にあっては、この損害に相当する金額を賠償金として請求することができる。
(使用料の返還)

第13条 札幌市は、原則として納入済みの使用料は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告掲出者の責めに帰すべき理由がなく、札幌市が掲出すべき広告を掲出しなかった期間が一日を超える場合、または特別の事由がある場合においては、札幌市は使用料を返還できるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、札幌市が掲出すべき広告を掲出しなかった期間が一日を超える場合であっても、施設・機器等の保守又は工事を行うとき、天災、事変その他非常事態が発生したとき、その他公益上やむを得ないときには使用料は返還しない。
- 4 第2項の返還金の金額は日割り計算により算出し利息は付さないこととする。
(広告物等の作成費用等)

第14条 広告物等は広告掲出者の負担で作成するものとする。

(広告物等の設置及び撤去等)

第15条 施設における広告物等の設置及び撤去は、広告掲出者が行うものとし、これに要する費用は広告掲出者の負担とする。

(広告物の維持管理)

第16条 施設に設置する広告物等の維持管理は、広告掲出者が行い常に適正な状態に保つよう努めるものとし、これに要する費用は広告掲出者の負担とする。

(原状回復義務)

第17条 広告掲出者は履行期間が満了した場合、又は、第12条の規定により広告掲出を取り消し、本選定を取り消された場合においては、札幌市の指定する日までに施設において広告物等を掲載又は掲出した部分を原状に回復しなければならない。

(裁判管轄)

第18条 この選定に関する訴訟は、札幌市の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第19条 広告掲出者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。

2 この条項に定めのない事項及びこの選定に疑義が生じたときは、札幌市・広告掲出者協議のうえ定めるものとする。